○内閣府告示第七百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上伊那郡宮田村

二　地域再生計画の名称　誰もが活躍できるまちなか活性化事業

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上伊那郡宮田村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡根羽村

二　地域再生計画の名称　「矢作川源流地」のブランド化による活性化とハイブリッドな働き方を目指す村づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡根羽村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県木曽郡木曽町

二　地域再生計画の名称　木曽町ヘルシータウン構想推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県木曽郡木曽町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡山形村

二　地域再生計画の名称　学校地域コミュニティ再生と村内循環バス再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県東筑摩郡山形村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡朝日村

二　地域再生計画の名称　滞在型体験プログラム構築事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県東筑摩郡朝日村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上水内郡飯綱町及び上高井郡高山村

二　地域再生計画の名称　世界に誇る力強い産業形成事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上水内郡飯綱町及び上高井郡高山村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県上水内郡信濃町

二　地域再生計画の名称　信濃町森と人との共生による暮らし育みプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県上水内郡信濃町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五②）

○内閣府告示第七百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び各務原市

二　地域再生計画の名称　航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごとづくり連携事業

三　地域再生計画の区域の範囲　各務原市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第七百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び郡上市

二　地域再生計画の名称　地域を支える人の定着としごとの創出

三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）